

## 第2号様式（第6条第1項）

### 会議開催案内

令和7年度第1回浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会を、次のとおり開催します。  
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年6月27日

浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会

#### 1 開催日時

令和7年7月4日（金）午後6時30分～午後8時00分

#### 2 開催場所

浦安市役所 庁舎4階 S4会議室

#### 3 議題

- (1) 令和6年度意思疎通支援事業実績報告
- (2) 意思疎通支援者派遣事業庁内調査結果
- (3) 浦安市登録通訳者会議報告
- (4) 遠隔手話通訳について

#### 4 傍聴者の定員 5人

#### 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しくください。会場で受付を行います。
- (2) 受付開始時間は、当日午後6時15分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

#### 6 問い合わせ先

浦安市役所 福祉部 障がい福祉課 担当 毎田・古泉

電話 047-712-6393（直通）

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

浦安市意思疎通支援者派遣事業運営委員会

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。